「2024年度税制改正に対する意見」について

1 税制改正に関する基本的な考え方

- 1. 税制に対する基本的な考え方 (p. 2~4)
 - ① 税制・財政・社会保障制度については「三位一体」での改革を推進すべき。
 - ② 税制改革においては、財政健全化の道筋を早急に明らかにするとともに、国民全体の受益と負担のあるべき姿に関して十分な議論を尽くし、抜本的改革に取り組むべき。また、個人税制の改革は、所得・消費・資産への課税を適切に組み合わせるタックス・ミックスの考え方に基づくべき。
 - ③ 法人実効税率は、OECD 加盟主要諸国の平均レベル並み(20%台半ば)への引き下げを目指すべき。
 - ④ **法人税収の減少を補う財源措置**としては、景気変動の影響を受けにくい**消費税の拡充**に引き続き理解を求めるべき。消費税率の上げ幅や引き上げの時期は、経済情勢を踏まえた慎重な検討が必要。
 - ⑤ **租税特別措置**は、**制度設計を簡素化**すべき。さらに **EBPM**(Evidence-based Policy Making: 証拠に 基づく政策立案)の考え方に基づき、**政策効果を分析・検証したうえで柔軟な見直し**が必要。
 - ⑥ 税の申告にあたっては、税務固有の実務負荷を減らし、煩雑さの軽減が必要。また、税務手続きの デジタル化等の一層の推進を図り、納税者の実務面での利便性向上に努めるべき。
 - ⑦ 国税と地方税の徴収業務は、申告・納付を含め一元化すべき。
- 2. 中部圏と税制改正 (p.4~6)
- (1) 地方分権・地域創生へ向けた税制のあり方
 - ・地方分権・地域創生を成功させるためには、「地域経済の活性化」へ向けた税制面からの効果的な支援 措置を期待するとともに、国から地方への財源移譲による「安定した自主財源の確保」が不可欠。
- (2)中部圏の税制改正への期待
 - ・中部圏の地域・産業の特徴から、「研究開発やイノベーションの促進による産業構造の転換」、「産学官の 連携の促進」、「防災・減災対策の推進」の3点を踏まえた税制改正を期待。

2 2024 年度税制改正に向けての要望

- ▶ 今回の要望の目的や方向性が明確となるよう、以下の5つの柱に整理。
- ① **G X 経済への移行に資する税制の整備** (p. 8~15)

カーボンニュートラルに資する税制、GX経済への移行に資する税制、

成長志向型カーボンプライシングと税制

② 人的資本の強化に資する税制の整備 (p. 16~21)

「構造的な賃上げ」に資する税制、「構造的な賃上げ」を可能にする事業基盤強化に資する税制

③ 地域経済の活性化・産業高度化に資する税制の整備 (p. 22~29)

地域への人の「還流」を促進する税制、企業の新陳代謝・産業高度化を促進する税制、 地域の社会基盤整備の促進に資する税制

④ リスク管理・国際課税等に係る税制の整備 (p. 30~39)

リスク管理に資する税制、公正な国際課税制度への適切な対応、

環境変化を踏まえた税のあり方の見直し

⑤ 新たな課題 (防衛費増額、少子化対策) への課税対応のあり方 $(p.40\sim46)$

防衛費増額に係る法人税への付加税、少子化対策の財源と税制

3 今年度の重点要望項目

▶ 5つの柱で整理した要望のうち、今年度、特に要望したい項目は、以下の3項目。

① カーボンニュートラル投資促進税制の期限延長とGX経済移行を見据えた拡充(p. 8~10)

- ・2050 年のカーボンニュートラル実現に向けては、G X 経済への移行を見据えて、技術革新を促す 投資や産業構造の転換が不可欠。これを後押しする「カーボンニュートラル投資促進税制(脱炭素 効果を持つ製品の生産設備等の導入に対し、税制優遇が受けられる制度)」の期限延長・拡充を 求める。
- ・具体的には、「対象商品・設備の拡大」、「利用回数制限・適用期間の弾力化」、「炭素生産性向上 比率要件の緩和と手続きの簡素化」、「税額控除の見直し」などを要望する。
- ・さらに、同税制でカバーされない大規模なGX投資を推進すべく、初期投資に加えて、ランニン グコストや製品の生産量に着目した税制優遇を行う「GX投資促進包括税制(仮称)」の創設を 要望する。

② <u>賃上げ促進税制の期限延長と適用要件の見直し</u> (p. 16~17)

- ・G X やD X 経済への移行に必要となるイノベーションの創出には、人的資本の強化を通じた労働市場の改革が不可欠。特に、「構造的な賃上げ」は最重要課題となっており、これを直接後押しする「賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合に税額控除が受けられる制度)」の期限延長・適用要件の見直しを求める。
- ・具体的には、「給与等支給総額の対前年度比増加率や要件判定の緩和」、「継続雇用者の判定等の 煩雑な手続きや、賃上げに直結するとは考えにくいマルチステークホルダー方針の公表要件の簡素 化」、「中堅企業向けの同制度の適用」などを要望する。

③ 防衛費増額への適切な課税対応 (p. 40~43)

- ・わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、昨年末の税制改正大綱には「防衛力強化に 係る財源確保のための税制措置」が明記された。財源の議論が先行しているが、**歳出改革の徹底を** 優先し、防衛力強化の中身を明らかにしたうえで、その必要性について十分な議論を尽くすことが 先決。決算剰余金等の代替措置も最大限活用し、増税分を極力圧縮するよう努め、法人税負担に 偏りすぎないよう再検討すべき。
- ・足元の景気持ち直しや産業競争力確保の観点から、以下を要望する。
- 実効税率 29.74%から法人税改革に着手した 2015 年度以来の 30%台へ上昇する現行案より低い 付加税率の設定
- 激変緩和措置としての複数年にわたる最終負担税率への適切な移行
- 法人税負担増の代替措置としてのさらなる優遇措置の導入による影響緩和
- 国民の納得感が得られるよう、適用開始時期についての慎重な対応と適切な設定